

緊急

火災 ☎119
救急 ☎119
事件・事故 ☎110

※当月分と、翌月の7日までの
情報を掲載しています。

※やむを得ず当番を変更する場
合がありますので、当日の新
聞などでご確認ください。

病院
5月

休日急患歯科診療所

とき 日曜・祝休日 10:00～16:00
ところ 東部歯科医師会(富安二丁目 歯科技工専門学校内) ☎0857-23-3197

休日当番薬局

いなば調剤薬局の場店 8:30～17:30
ひまわり薬局 8:30～17:00 その他の薬局 9:00～17:00

5月			
3日(祝)	よつば薬局	里仁53-7	0857-30-3300
	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
4日(祝)	ひまわり薬局	末広温泉町574	0857-21-9691
	よつば薬局	里仁53-7	0857-30-3300
5日(祝)	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
	いなば調剤薬局の場店	的場二丁目71	0857-51-7667
6日(日)	よつば薬局	里仁53-7	0857-30-3300
	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
13日(日)	常田薬局	西町二丁目102-1	0857-22-4792
	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
20日(日)	ひまわり薬局	末広温泉町574	0857-21-9691
	たんぼぼ薬局	西町一丁目211	0857-37-1920
27日(日)	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
	常田薬局	西町二丁目102-1	0857-22-4792
3日(日)	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
	たんぼぼ薬局	西町一丁目211	0857-37-1920
3日(日)	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583
	常田薬局	西町二丁目102-1	0857-22-4792
3日(日)	ひまわり薬局	末広温泉町574	0857-21-9691
	鳥取県薬剤師会休日夜間薬局	富安一丁目58-1	0857-50-1583

夜間・休日急患診療所

※内科、小児科の2診体制で診療を行います。た
だし小児科は水曜日は休診、日曜日は月1～2
回診療。

とき 月～土曜日 19:00～22:00
日曜・祝休日 9:00～17:00
日曜・祝休日 19:00～22:00

ところ 急患診療所(富安一丁目東部医師会館隣)
問い合わせ先 東部医師会 ☎0857-22-2782

休日救急当番病院

8:30～翌日8:30

5月		
3日(祝)	市立病院	0857-37-1522
4日(祝)	生協病院	0857-24-7251
5日(祝)	中央病院	0857-26-2271
6日(日)	赤十字病院	0857-24-8111
12日(土)	市立病院	0857-37-1522
13日(日)	生協病院	0857-24-7251
20日(日)	中央病院	0857-26-2271
27日(日)	赤十字病院	0857-24-8111
6月(7日まで)		
3日(日)	生協病院	0857-24-7251

夜間小児救急当番病院

日・月・火・木・金・土・祝休日 19:00～22:00
水 18:30～翌日8:30

日曜日	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
月曜日	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
火曜日	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
水曜日	生協病院	0857-24-7251
木曜日	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
金曜日	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
土曜日	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782

休日小児救急当番病院

赤十字病院・生協病院 8:30～17:00
急患診療所 9:00～17:00

5月		
3日(祝)	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
4日(祝)	生協病院	0857-24-7251
5日(祝)	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
6日(日)	赤十字病院	0857-24-8111
13日(日)	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
20日(日)	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782
27日(日)	赤十字病院	0857-24-8111
6月(7日まで)		
3日(日)	急患診療所(東部医師会館隣)	0857-22-2782

平成24年度 アトピーっ子教室

とき 6月6日(水) 13:30～15:00
ところ さざんか会館 4階検診室
内容 小児科医師の講話「アトピー性皮膚炎とアレルギー
について」、栄養士の講話

芦原勝之さん(あしはら小児科 医師)

※参加無料、要申し込み(開催日の2日前までに連絡)

※託児あり

※次回は11月29日(木) 13:30～15:00

問い合わせ先 中央保健センター ☎0857-20-3196

「夜間・休日救急診療」情報は、携帯電話からでもご覧いただけます。
<http://www.city.tottori.lg.jp/mobile/>



携帯電話カメラのバーコードリーダーで読み込むと市
役所携帯サイトにリンクされます。
トップメニュー→ジャンルから検索→2. 夜間・休日
救急診療のあと、ご希望の連絡先を選択してください。

市民政策コメントを募集します

鳥取市環境基本計画（改正案）、
地球温暖化対策実行計画（案）について

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218
☎ 0857-20-3045 ✉ kankyo@city.tottori.lg.jp

本市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民、事業者、市が、それぞれの立場で自然環境及び生活環境を守り育て、地球環境への負荷を最小限に抑えることを目的に「鳥取市環境基本計画」を改正します。併せて、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制に向けた対策を定め、地球温暖化対策を市域全体で取り組むことを目的に「鳥取市地球温暖化対策実行計画」を策定します。（計画期間：平成23年度～平成32年度）

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、市ホームページなどで

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

提出期間 5月9日（水）～31日（木） ※必着

貸切バスなどの利用に助成します

問 本庁舎財産管理課 ☎ 0857-20-3114

各種団体が地域活動、地域交流や研修会などで、民間の貸切バス等を利用する場合に、その費用の一部を助成します。

○対象となる団体

各地区公民館などを拠点として活動している概ね20人以上の団体

○助成金額

貸切バス等の利用に係る経費の2分の1の額（上限5万円）

（年度内1団体1回とします。）

○助成対象期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日に実施されるものを対象とします。

○助成の申込

利用しようとする日の14日前までに各総合支所地域振興課、財産管理課中央車両センターに申し込んでください。

アパート・マンションなどの集合住宅に水道料金の特例料金を設けます（簡易水道給水区域）

問 第二庁舎農村整備課簡易水道室 ☎ 0857-20-3246

メーター口径に関係なく、届け出のあった戸数の各戸に口径13mmのメーターが付いているものとし、かつ集合住宅全体の使用水量は各戸が均等に使用したものと見なして計算し、その合計金額を建物全体の水道料金とするものです。

この特例料金の適用によって、1戸当たりの水道料金が一般家庭（メーター口径13mm）並みになります。

※詳しくは、問い合わせ先まで

適用の基準

■各戸に蛇口が付いていること

■水道を使用する戸数の3分の2以上が住居用であること

※使用水量・戸数などの条件によっては、特例料金が通常の料金より高くなる場合があります。また、簡易水道給水区域でも該当しない給水区域もあります。

祝日のごみ収集（鳥取地域）

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレー・資源ごみ 小型破碎ごみ
5月1日（火）			平常どおり		
5月2日（水）			平常どおり		
5月3日（木・祝）	該当地区は収集します		該当地区は10日（木）に振り替えて収集します		お休みします
5月4日（金・祝）	該当地区は収集します		該当地区は11日（金）に振り替えて収集します		お休みします
5月5日（土・祝）	該当地区は収集します		収集はありません		

※朝8時までには必ずごみを出してください。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課（☎ 16 ページ）までお問い合わせください。

乾電池・蛍光灯の収集

6月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、6月1日（金）～7日（木）の小型破碎ごみの収集日（鳥取地域）にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。



毎月10日は「ノーレジ袋デー」
お買い物は「マイバッグ」で！

（お願い）医療系廃棄物および危険物はごみステーションに出さないでください。

本市では、家庭ごみの収集として、医療系廃棄物および危険物の回収は行っておりません。これらをごみステーションに出されますと、ごみステーションを管理されている住民のみなさまに危険が及ぶ恐れがあります。

医療系廃棄物は、かかりつけの医療機関に処理を依頼してください。また、農薬などの危険物につきましては、購入先、または専門業者に処理を依頼していただきますようお願いいたします。